令和元年12月12日

令和元年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

新旧対照表

(1) • (2) (略)

(件名) 鳥羽市印鑑条例 (平成3年条例第21号)

(件名)鳥羽市印鑑条例(平成3年条例第21号)	
改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(登録資格)	(登録資格)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けること	2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人について
<u>ができない。</u>	は、印鑑の登録を受けることができない。
<u>(1)</u> 15歳未満の者	
(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)	
(登録印鑑)	(登録印鑑)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法	3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法
第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の	第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の
外国人住民が住民票の備考欄に <u>記載(法第6条第3項の規定により磁気デ</u>	外国人住民が住民票の備考欄に <u>記録されている</u> 氏名の片仮名表記又はその
<u>ィスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが</u>	一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする
できる物を含む。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同	場合には、当該印鑑を登録することができる。
<u>じ。)がされている</u> 氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので	
表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録	
することができる。	
(登録事項)	(登録事項)
第7条 市長は、登録申請の確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほ	第7条 市長は、登録申請の確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほ
か次の各号に掲げる事項を登録するものとする。	か次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1) • (2) (略)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている	(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第
場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記	3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を
載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)	確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製
	<u>する住民票にあっては、記録。以下同じ。)</u> がされている場合にあって
	は氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされてい
	る場合にあっては氏名及び当該通称)
(4)~(6) (略)	(4)~(6) (略)